平成２３年（フ）第２５２号
神戸市北区南五葉２丁目４番20―403号、従前の住所神戸市須磨区一ノ谷町１丁目１番11―501号
債務者　せっちゃんこと　杉田　　薫
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２７２号
神戸市須磨区北落合１丁目１番321―403号
債務者　武藤　直樹
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２７８号
神戸市北区甲栄台２丁目１番16―18号、従前の住所神戸市北区泉台７丁目５番地の10
債務者　山中　　泰
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９０号
兵庫県三田市弥生が丘１丁目３番地１　２番館1112号
債務者　宮地　佳子
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５５号
兵庫県伊丹市岩屋２丁目４番９号
債務者　永延　勝利
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１３号
兵庫県養父市八鹿町伊佐442番地、前住所名古屋市中区千代田２丁目25番６号ＹＳ上前津506号
債務者　加藤　和身
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第６号
鳥取県倉吉市住吉町86番地５
債務者　坂下五十鈴
1　決定年月日時　平成23年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第２００号
鳥取県米子市皆生５丁目７―77　201号、住民票上の住所鳥取県西伯郡日吉津村大字富吉101番地１
債務者　松田　庸佑
1　決定年月日時　平成23年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第２９号
鳥取県米子市両三柳4485番地７
債務者　吉田　純子
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第４１号
鳥取県米子市上後藤３丁目９番47号
債務者　神野　豊子
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第２２号
広島県尾道市西藤町2923番地１
債務者　平野　龍三
1　決定年月日時　平成23年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第２５号
広島県尾道市東土堂町６番42号
債務者　宇根本時男
1　決定年月日時　平成23年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第２６号
広島県尾道市東土堂町６番42号
債務者　宇根本市子
1　決定年月日時　平成23年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第３７号
広島県尾道市向島町5582番地44
債務者　米良　清美
1　決定年月日時　平成23年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第３９号
広島県福山市沖野上町２丁目13番27号
債務者　雅工業こと　土師　雅弘
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１１号
山口県長門市三隅下918番地２
債務者　笹見　建夫
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　山口地方裁判所萩支部

平成２３年（フ）第１２号
山口県長門市三隅下918番地２
債務者　笹見美智子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　山口地方裁判所萩支部